

収 入
印 紙

業 務 委 託 契 約 書

1 業 務 委 託 の 名 称	和泉市水道料金等検針・収納等業務委託									
2 履 行 場 所	和泉市上下水道部内									
3 契 約 期 間	契約締結日から令和12年3月31日まで									
4 履 行 期 間	令和9年4月1日から令和12年3月31日まで									
5 委 託 金 額				百万			千			円
	うち取引に係る 消費税及び地方 消 費 税 の 額			百万			千			円
6 契 約 保 証 金	和泉市財務規則第104条第3号により免除									
7 適 用 除 外 条 項	第3条									
8 支 払 条 件	毎月払い									

上記の業務委託について、委託者と受託者とは、おのの対等な立場に基づいて、次の条項(適用除外条項は、上記7の通り。)によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

委 託 者 住 所 大阪府和泉市いぶき野五丁目4番11号

商号又は名称 和 泉 市

代 表 者 和泉市長 辻 宏 康 印

受 託 者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

(総 則)

第1条 委託者及び受託者は、頭書の業務委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の設計書及び仕様書(図面、現場説明書及び質問回答書を含む。以下これらの設計書及び仕様書を「仕様書等」という。)に従いこれを履行しなければならない。

2 仕様書等に明示されていないもの、又は示されていても疑問があるときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(業務実施計画表)

第2条 受託者は、この契約締結後遅滞なく、仕様書等に基づき業務実施計画表を作成し、委託者に提出の上、その承諾を受けるものとする。ただし、委託者が必要でないと認めた場合はこの限りではない。

(契約の保証)

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、第3号又は第4号の保証を付す場合においては、保証契約等の締結後、直ちにその保証書等を委託者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、委託金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第5条 受託者は、この業務委託の全部又は一部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により、あらかじめ委託者の承諾を受ける場合で、個人情報(特定個人情報を含む。)を取扱う業務を第三者に委託、又は請け負わせる場合は、個人情報の保護に必要な事項を明記した契約書を第三者と締結し、委託者にその契約書の写しを提出するものとする。

3 受託者は、第三者に委託し、又は請け負わせる場合、第三者に対し第16条に基づく書面を求め、委託者にその書面を提出するものとする。

4 前項に関わらず、受託者が委託し、又は請け負わせる第三者が、和泉市入札参加資格審査申請時に暴力団排除に関する誓約書を既に提出している場合又は委託者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(担当職員)

第6条 この契約の履行について、委託者は、自己に代わって監督又は指示する担当職員(以下「担当職員」という。)を定めたときは、受託者に通知するものとする。

(業務責任者)

第7条 受託者は、この契約の履行について仕様書等で定める場合のほか、業務履行の管理をつかさどる業務責任者を定めたときは、書面により委託者に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(業務関係者に関する措置要求)

第8条 委託者又は担当職員は、業務責任者、従事者及びその他業務を履行するために使用している下請負人、労働者等で、業務の履行につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受託者に対してその理由を付し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 委託者は、必要がある場合には、受託者に通知したうえで、この仕様を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額、履行期間又は仕様書を変更する必要があるときは、前もって委託者と受託者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が増加費用を必要とし、又は損害を受けたときは、委託者はその増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害等)

第10条 この契約の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)により必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により生じたときは、その経費は委託者が負担するものとし、いずれかの責めが定まらない場合は、その負担額は委託者と受託者が協議して定めるものとする。

2 この契約の履行に当たり、第三者との間に紛争が生じた場合には、委託者と受託者が協議してこれを解決するものと

する。

(検査及び引渡し)

第 11 条 受託者は、この契約の毎月ごとの履行を完了したときは、すみやかに委託者に完了届を提出し、その成果品について委託者の検査を受けなければならない。

- 2 委託者は、前項の完了届を受領したときは、その日から起算して 10 日以内に成果品について検査し、業務完了を確認しなければならない。ただし、業務完了の確認ができない場合は、受託者に書面により通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の検査を合格したときは、遅滞なく当該成果品を委託者に引き渡すものとする。
- 4 受託者は、第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに委託者の指定する方法にて追完して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、追完の完了を業務委託の完了とみなして、前 3 項の規定を適用する。

(減価採用)

第 12 条 前条の規定にかかわらず、検査の結果、この契約の履行内容に僅少の不備がある場合で委託者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から追完が困難と認めたときは、相当の価格を減価の上、これを採用することができる。なお、その減価の額は、委託者受託者の両者協議のうえ定め、書面にて通知する。この措置による減価後の金額をもって委託金額とする。

(委託金額の支払)

第 13 条 受託者は、第 11 条第 2 項及び第 4 項の規定による検査に合格したときは、頭書の委託金額を 12 で除した額を委託者に対して書面により委託金額（第 12 条の規定に基づき減価した場合はその減価後の金額）の支払を請求することができる。ただし、この契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正によって、消費税額等の額に変動が生じた場合は、この契約をなんら変更することなく、料金に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に委託金額を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における延滞金等)

第 14 条 受託者の責めに帰すべき理由により、頭書の履行期間内にこの業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、委託者は受託者から延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の延滞金の額は、委託金額（第 12 条の規定に基づき減価した場合はその減価後の金額）から、すでに支払った委託金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「支払遅延防止法で定める率」という。）を乗じた額とする。
- 3 委託者の責めに帰すべき理由により、前条第 2 項の規定による委託金額の支払が遅れた場合には、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約締結の日における支払遅延防止法で定める率を当該未受領金額に乘じた額を遅延利息として委託者に請求することができる。

(委託者の解除権及び解除に伴う措置)

第 15 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき、又は履行期間内に履行できる見込みがないとき。
- (2) 正当な理由なく第 11 条第 4 項の追完がなされないとき。
- (3) 本契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、ただちに契約の解除をすることができる。
 - (1) 第 4 条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 受託者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 受託者の債務の全部が不履行であるとき。
 - (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質や委託者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、受託者が履行しないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、受託者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 受託者が第 18 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 和泉市暴力団排除条例（平成 24 年和泉市条例第 1 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。なお、この場合は第 17 条の定めによるものとする。
 - (9) この契約の締結又は履行について受託者に不正な行為があったとき。
 - (10) 受託者が委託者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- 3 委託者は、前 2 項の規定により契約を解除したときは、業務委託の履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた履行部分に相応する委託金額を受託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定

する期間内に支払わなければならない。

(1) 第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合

(2) 受託者が債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

5 前項の場合において、委託者に生じた実際の損害が、この契約による委託金額の10分の1に相当する金額を超える場合においては、委託者がその超過分につき損害金を請求することを妨げるものではない。

6 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第4項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

7 第4項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第4項の違約金に充当することができる。

第15条の2 委託者は、この契約に関して、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

(2) 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき。

(3) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受託者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 前条第2項から第7項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（誓約書の提出）

第16条 受託者及び暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、受託者がとりまとめて委託者に提出しなければならない。ただし、受託者及び下請負人等が和泉市入札参加資格審査申請時に暴力団排除に関する誓約書を既に提出している場合又は委託者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第17条 委託者は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受託者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。

2 委託者は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受託者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受託者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

3 前項の規定により受託者が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

4 委託者は、第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、違約金として委託金額の10分の1に相当する金額を徴収することができるものとする。

5 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第4項の違約金に充当することができる。

6 第4項の場合において、委託者に生じた実際の損害額が、この契約による委託金額の10分の1に相当する金額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

7 第4項及び第6項の場合において、受託者が違約金又は賠償金を委託者が指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における支払遅延防止法で定める率を当該未支払金額に乘じた額を遅延利息として委託者に払わなければならない。

8 第15条第3項の規定は、本条第1項又は第2項の規定により委託者がこの契約を解除した場合に準用する。

（受託者の解除権）

第18条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。ただし、受託者の責に帰すべき事由があるときはこの限りでない。

(1) 第9条第1項の規定により、業務委託の内容を変更したため委託金額が2/3以上減少したとき又は業務委託の中止期間が履行期間の1/2を超えたとき。

(2) 委託者が、正当な理由がなく契約に違反し、その違反により業務委託を完了することが不可能となったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償するものとし、その損害額は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

3 前項の場合において、委託者が賠償金を受託者が指定する期間内に支払わないときは、委託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における支払遅延防止法で定める率を当該未支払金額に乘じた額を遅延利息として受託者に払わなければならない。

4 第15条第3項の規定は、本条第1項の規定により受託者がこの契約を解除した場合に準用する。

(契約不適合)

第 19 条 引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、その補修、補足による追完、損害賠償及び代金の減額の請求並びに契約の解除は、委託者が別に定める場合を除き委託者がその不適合を知った時から 1 年が経過する日までに受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が成果品の引渡しを受けた時点において、受託者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第 20 条 受託者は、この契約の履行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている処理方法を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務状況の調査報告)

第 21 条 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して業務委託の履行状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(権利の帰属)

第 22 条 受託者から引渡しを受けた成果品に対する一切の権利は、委託者に帰属するものとする。

2 委託者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(秘密の厳守)

第 23 条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、この契約を満了した後も同様とする。

2 受託者は、成果品（業務委託の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又はその写し等を譲渡してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(賠償額の予約)

第 24 条 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、かつ、損害の発生及び損害額を立証することなく、委託金額の 10 分の 1 に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間に支払わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。

(1) 第 15 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する排除措置命令が確定したとき。

(2) 第 15 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する納付命令が確定したとき。

(3) 第 15 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の場合において、委託者に生じた実際の損害額が、委託金額の 10 分の 1 に相当する額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(個人情報の保護)

第 25 条 受託者は、この契約の履行に関して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記「個人情報取扱特記事項」の規定を遵守しなければならない。

(合意管轄)

第 26 条 この契約に関する紛争についての第一審の管轄裁判所は、委託者の住所地を管轄する地方裁判所とする。

(補 則)

第 27 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（第三者に業務を委託し、又は請け負わせた場合は、当該第三者を含む。以下同じ。）は、この契約を履行するに当たり、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 受託者は、その使用する者に対し、在職中だけでなく退職後においてもこの契約の履行に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。また、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 受託者は、この契約を履行するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約の履行に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いを委託者が指定する場所で行うものとし、委託者があらかじめ承認した場合を除き、当該場所から個人情報が記録された媒体を持ち出してはならない。

(目的外使用等の禁止)

第6 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約の履行に関して知り得た個人情報を、当該業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約を履行するために、委託者から提供された個人情報が記録された帳票類等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8 受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、当該業務を処理するために委託者から提供された個人情報が記録された帳票類等は、速やかに委託者に返還し、引き渡し、又は消去しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(取扱状況の報告)

第9 受託者は、個人情報の取扱いの状況について委託者から報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第10 受託者は、個人情報の取扱状況を把握するための監査等を委託者から求められた場合は、応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第11 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

和泉市水道料金等検針・収納等業務委託仕様書
(令和 9 年度～令和 1 1 年度)

和泉市上下水道部

和泉市水道料金等検針・収納等業務委託仕様書

（総則）

第1条 この仕様書は、和泉市（以下「委託者」という。）が委託する「和泉市水道料金等検針・収納等業務委託」（以下「業務委託」という。）に関して、検針・収納等業務及び給水装置工事しゅん工検査業務、穿孔工事現場管理業務を遂行するために必要な範囲、内容等を定めるものである。また、業務委託の詳細については、和泉市水道料金等検針・収納等業務委託仕様書細目にて定める。受託業者（以下「受託者」という。）は、契約書、仕様書、仕様書細目に基づき業務委託を遂行するものとする。

（履行場所）

第2条 業務委託の履行場所は、原則として和泉市水道事業給水区域他とする。

（契約期間）

第3条 令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（業務委託の項目及び営業時間）

第4条 業務委託の項目は、以下のとおりとする。

- ① 検針業務
- ② 窓口・受付業務
- ③ 収納業務（現地清算を含む）
- ④ 開閉栓業務
- ⑤ 滞納整理業務
- ⑥ 給水停止及び解除業務
- ⑦ 福祉世帯に対する水道料金等減免又は助成業務

（令和5年度末で制度が終了し、3年間の経過措置を実施。本業務では令和8年度下半期分助成に係る一部事務が対象）

- ⑧ 臨時栓に対する予納金精算業務
- ⑨ 差水金額の請求に関する業務
- ⑩ 納付証明書等発行に関する業務
- ⑪ メーター出庫業務
- ⑫ 閉栓キャップ取り付け、取り外し業務
- ⑬ 給水装置工事しゅん工検査業務
- ⑭ 穿孔工事現場管理業務
- ⑮ 上下水道部庁舎受付案内業務
- ⑯ その他関連業務

2 業務時間は、原則として、委託者が開庁する日の午前8時45分から午後5時15分までとする。ただし、業務の遂行にあたり、委託者が認める場合及びその他事故・災害等緊急事態が発生した場合については、時間外であってもこの限りではない。

（業務体制）

第5条 受託者は、業務の遂行にあたり、指揮・管理監督、委託者への報告・調整等を統括して行う業務責任者を選任し、常駐させなければならない。選任した業務責任者及び適正な業務の遂行が行える必要な人員配置について、委託者へ配置計画書等の提出をし、協議しなければならない。

2 受託者は、データ異動・伝票処理及び収納管理等すべてにおいて、確実に業務を遂行し、常に最新の情報を端末機に反映させ、上水道使用者、下水道使用者及び公共浄化槽使用者（以下「水道使用者等」という。）に最善のサービス提供が行える体制にしなければならない。ただし、間違い・事故等が判明した場合は、直ちに委託者に報告し、指示に従い、最小限の被害に留めるよう迅速な措置が行える体制をとらなければならない。

3 受託者は、給水装置工事しゅん工検査業務及び穿孔工事現場管理業務に従事するもののうち少なくとも1名は、給水装置工事主任技術者の資格を有する者を配置しなければならない。

（業務の引継ぎ）

第6条 契約締結日から令和9年3月31日までの間については準備期間とし、受託者は準備期間中、自己の負担と責任において、システム構築、従業員の確保・教育、前受託者からの引継ぎ等を行い、履行開始日以降の業務が円滑に遂行できるよう最大限の対処を行うものとする。

2 準備期間に要する費用は、受託者の負担とする。

（領収印）

第7条 受託者は、領収書に押印する領収印を調製し、印影及びその取扱者をあらかじめ委託者に届出て、委託者の告示手続等を経なければならない。これを変更するときも同様とする。

（公金等の管理及び責任）

第8条 受託者が、水道使用者等から水道料金、下水道使用料及び公共浄化槽使用料（以下「水道料金等」という。）として収納した現金の取扱いは、厳重な管理のもとで行うこととし、収納した現金及び納入済通知書等の紛失事故があった場合は、全て受託者の責めとする。

（水道料金等の振込み方法）

第9条 受託者は、集金日の翌日の午前中（土日祝日の場合は、翌営業日）に水道料金等を集計し、出納取扱金融機関へ納付しなければならない。

（報告書等の提出）

第10条 受託者は、収納した水道料金等について、収納金額に係る報告書（日報）を

提出し、委託者の確認を受けなければならない。

- 2 受託者は、毎月末日までに、翌月分の検針業務等実施計画書及び当月分の検針業務等実施報告書を委託者に提出しなければならない。
- 3 受託者は、毎月末日までに、前月分の業務委託実施報告書を委託者に提出しなければならない。なお、3月分については、3月末日に提出すること。
- 4 受託者は、毎月末日までに、業務完了届を委託者に提出し、委託者の業務検査を受けなければならない。
- 5 受託者は、委託者から、その他業務委託に関する資料等を求められたときは、速やかに委託者に提出しなければならない。

（定例業務会議の開催）

- 第11条 委託者と受託者は、毎月1回、前条第2項の検針業務等実施計画書及び検針業務等実施報告書並びに同条第3項の業務委託実施報告書に基づき業務の実施に伴う諸般の事項について、定例業務会議を開催するものとする。
- 2 受託者は、委託者から業務委託遂行にあたり、事務等の改善・提案等の指示があった場合は、現行の業務委託等に反映させる方策をとらなければならない。
 - 3 受託者は、定例業務会議後、会議録を作成し、委託者に提出しなければならない。

（書類の授受）

- 第12条 委託者は、受託者と協議の上、業務委託の遂行に際して必要な書類、帳簿及びデータ等（以下「書類等」という。）を受託者に貸与するものとする。

（書類等の管理）

- 第13条 受託者は、業務委託に関する書類等の取り扱いについては、細心の注意を払い、また厳重に管理し、業務委託の目的以外に利用をしてはならない。
- 2 受託者は、業務委託の遂行に伴い、発生した書類等を破棄する場合は、委託者の指示する方法により処分しなければならない。
 - 3 受託者は、委託者から要求に応じて、その業務委託に係わる書類等を提出できるように管理しなければならない。
 - 4 業務委託契約に基づいて作成された書類等は、委託者に帰属するものとし、契約満了時は、前3項の手続きを委託者の指定する期日までに完了させなければならない。

（留意事項）

- 第14条 受託者は、常に親切丁寧を基本として、誠実に業務委託を遂行しなければならない。
- 2 受託者は、水道使用者等からの問い合わせ及び苦情等については、受託者の責任において誠実に対応しなければならない。また、その内容・経過等を詳細に記録し、委託者に遅滞なく報告しなければならない。
 - 3 受託者は、検針業務等の遂行のため、水道使用者等の宅地内に入るときは、水道使

用者等の管理に属する物件を破壊、汚損等がないよう細心の注意を払わなければならない。

4 受託者は、業務委託を遂行するにあたり、水道使用者等宅を訪問し、または、電話催告等を行う場合の時間帯は、常識の範囲内とする。

5 受託者は、和泉市の休日を定める条例による休日及び夜間における緊急事態の発生に備え、常に緊急連絡網を整備し、これを委託者に報告しなければならない。

（貸与品）

第 15 条 受託者が業務委託の遂行に必要な机、椅子及び電算端末機等の物品で受託者に貸与するものは、別紙 1 のとおりとし、委託者から貸与されたときは、預り書を委託者に提出するとともに、善良な管理者の注意をもって、これの維持管理に努めなければならない。

2 貸与品について、受託者が善良な管理者の注意をもってしても摩耗等により、破損した場合は、委託者が調達し、再度貸与するものとする。ただし、受託者の管理の不備に起因する破損については、受託者が修理又は同等の物品、若しくは金額を弁償しなければならない。

（支給品）

第 16 条 業務委託の遂行にあたり、必要な帳票類等については、委託者から受託者に別紙 2 のとおり支給する。

2 受託者は、支給品について、毎月使用枚数等の管理簿を作成し適正に管理しなければならない。また、不足が生じたときは、喪失の 3 か月前には申出するものとする。

（受託者が負担するもの）

第 17 条 受託者は、第 15 条及び第 16 条に規定するものを除き、業務従事者の使用する領収印、制服（名札を含む）、その他必要な物品等については、受託者の費用をもって負担しなければならない。

2 業務従事者の使用する制服等については、受託者の定めによるものとする。ただし、委託者の指摘・指示等があれば改善しなければならない。

3 受託者は、水道使用者等からの通信等に係る業務を遂行するにあたって、固定電話については委託者が負担するものとし、業務の連絡用の携帯電話については受託者が負担するものとする。

4 受託者は、給水装置工事しゅん工検査業務及び穿孔工事現場管理業務を遂行するにあたって、車両、しゅん工検査用工具（止水栓キー、仕切弁キー及びハンドル、音調棒、メジャーテープ）、残留塩素測定器（薬剤含む）、住宅地図、カメラ、安全対策用品（ヘルメット、安全靴）については受託者が負担するものとする。

（貸与品及び支給品等の返納）

第 18 条 受託者は、本業務契約終了後に、貸与又は支給を受けた物品及び帳票、調製

した領収印等を委託者に返還又は帰属するとともに、貸与品等返納書を提出して、その確認を受けなければならない。

（業務従事者等の研修）

第 19 条 受託者は、業務委託を遂行するにあたり、和泉市が規定する条例その他法令のうち和泉市職員倫理条例等の関係する法令については、円滑な事務遂行の為に必要な知識として、業務従事者に対し研修を計画的に行わなければならない。

（災害時における緊急時の応援に関する協定の締結）

第 20 条 受託者は、地震、風水害、その他の災害・事故等により、和泉市水道事業給水区域他へ正常な給水ができなくなった場合に対応するため、別添「災害時における緊急時の応援に関する協定書」を和泉市と締結し、災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合において、和泉市からの要請を受けたときは、応急対策等業務を円滑に遂行しなければならない。

（その他）

第 21 条 この仕様書及び和泉市水道料金等検針・収納等業務委託仕様書細目に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ、定めるものとする。

別紙 1

貸 与 品

委託者は、「和泉市水道料金等検針・収納等業務委託仕様書」第 15 条の規定に基づき、業務の遂行に必要な下記の物品等を受託者に貸与するものとし、受託者はこれを適正に管理及び処理しなければならない。

- ① 庁舎内貸与スペース、業務用駐車場（3 台分）
- ② 検針用スマートデバイス（18 台）
- ③ 検針用モバイルプリンター（18 台）
- ④ 電算端末機（14 台）
- ⑤ 机
- ⑥ 椅子
- ⑦ 電話
- ⑧ 書類保管用ロッカー
- ⑨ コピー F A X 複合機（共同使用）
- ⑩ 検針時に必要な物品等
- ⑪ その他業務を遂行するにあたり、委託者が必要と認めた貸与品

別紙 2

支 給 品

委託者は、「和泉市水道料金等検針・収納等業務委託仕様書」第 16 条の規定に基づき、業務の遂行に必要な下記の帳票類等を受託者に支給するものとし、受託者はこれを適正に管理及び処理しなければならない。

- ① 水道使用水量・料金等のお知らせ
- ② 上下水道部からのお知らせ（青色紙）
- ③ 停水処分対象者一覧表
- ④ 給水停止処分執行書
- ⑤ 給水停止の通知（青色紙）
- ⑥ 給水停止処分の執行済通知（黄色紙）
- ⑦ 口座振替依頼書
- ⑧ 口座開始通知書
- ⑨ 納付関連書類（手書き領収書等）
- ⑩ 開栓用（吊り封筒）・送付用・返信用封筒類
- ⑪ その他業務を遂行するにあたり、委託者が必要と認めた支給品

和泉市水道料金等検針・収納等業務委託仕様書細目
(令和 9 年度～令和 1 1 年度)

和泉市上下水道部

和泉市水道料金等検針・収納等業務委託仕様書細目

和泉市（以下「委託者」という。）と受託業者（以下「受託者」という。）との水道料金等検針・収納等業務委託（以下「業務委託」という。）を履行するための仕様書細目は以下のとおりとする。

1. 検針業務

- (1) 受託者は、委託者の水道事業給水区域他を隔月検針とし、「A地区（偶数月検針区域）」、「B地区（奇数月検針区域）」の2区域に分け、交互に年6回検針を行わなければならない。なお、各検針地区については、別紙1「1. 地域別検針の日程」のとおりとする。
- (2) 受託者は、原則として毎月1日から20日までの期間内、午前8時45分から午後5時15分までの時間帯に（1）のとおり各指定地区における検針を行わなければならない。なお、年末年始（12月29日から1月3日）は休業日とする。また、各戸の検針日は、原則として前回検針日と同日とする。
- (3) 受託者は、あらかじめ委託者の承諾又は確認を得れば、委託者の閉庁時であっても検針を行うことができるものとする。ただし、閉庁時に検針を行う場合は、受託者が責任をもって対応しなければならない。
- (4) 水道料金の検針業務の内容は、次のとおりとする。
 - ①受託者は、水道メーター（電子メーター・ハイブリッドメーター等を含む。以下同じ。）の指示数を読み、スマートデバイス等検針用機器（以下「検針機器」という。）に入力し、「水道使用量・料金等のお知らせ」をポスト等に投函すること。また、水道使用者及び下水道使用者（以下「上下水道使用者」という。）から郵送依頼のあるものは、郵送すること。なお、検針業務は、別紙1「2. 検針作業手順」に基づき行うこと。
 - ②受託者は、検針当日、不在・障害物等で検針できない場合、訪問日の約束等をし、再訪問して検針を行い、未検針を発生させないこと。
 - ③受託者は、休止中であっても水道メーターを設置している場合、無届使用の確認の意味から検針すること。
 - ④受託者は、上下水道使用者の使用水量が検針機器設定基準を超える水量過多・過少等異常水量又は漏水・水道メーター障害（故障等）を発見した場合は、上下水道使用者にお知らせするとともに、検針機器にあらかじめ登録している事由を選び入力すること。また、受託者の検針責任者への報告用として、「水道使用量・料金等のお知らせ」をもう1枚打ち出すこと。
 - ⑤受託者は、無届使用の調査及び発見に努め、発見したときは、直ちに委託者に報告するとともに、上下水道使用者に届け出るように通知すること。
 - ⑥受託者は、次に掲げる理由により使用水量の認定を必要とするときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示を受けて処理すること。

a. 水道メーターに異常があったとき。

b. 家の中に水道メーターがあり、門やシャッターが施錠されて検針ができないとき。

c. 自動車の下に水道メーターがあって検針ができないとき。

d. その他特別な事由により検針ができないとき。

⑦受託者は、盗水等不正使用を発見した場合、直ちに委託者に報告すること。

⑧受託者は、水量 0 m³の使用について、現地調査その他確認のうえ、無断転出等の場合は適切に処理すること。

⑨受託者は、給水栓新設における検針順位について、効率的な検針を行うため、カード番号（使用者番号）を決定すること。

⑩受託者は、新規水道メーター設置及び検定満期等で水道メーター取替えがあった場合は、検針時にメーター口径、メーター番号等をよく確認し、誤りがあれば、使用者データ管理表（以下「管理表」という。）にて修正を行い、委託者に報告すること。また、水道メーターの逆付けがあった場合も同様に報告すること。

⑪受託者は、検針業務及び関連する水道業務について、上下水道使用者から説明を求められたときは、責任をもって説明すること。

⑫受託者は、水道使用場所が工事中の場合、現使用者が引き続き使用しているのか、または別の使用者がいるのかを確認し、休止中使用的場合は、開栓するよう通知すること。また、臨時栓申請中である場合は、委託者に届出の有無を確認すること。

⑬受託者は、連用栓（貯水槽水道又は直結増圧式給水装置を設置する共同住宅等において、1個の水道メーターにより供給する水を、2戸以上が各専有の給水栓で使用するもので、各戸の引込み口径が25mm以下のもの）等において、水道使用が確実に認められ、かつ使用状況に大きく変更がないにも関わらず、使用水量が大幅に減少しているときは、調査を行い、水道メーターが不回転の場合は委託者に報告をして、新たな水道メーターを取り付けなければならない。

（5）受託者は、検針の進捗確認を行い、委託者に報告しなければならない。

（6）受託者は、上下水道使用者からの問い合わせ・苦情等の対応については、次のとおりとし、書面等にて報告しなければならない。

①検針業務の苦情等について対応すること。

②漏水等確認依頼について対応をすること。

③その他の問い合わせ・苦情等の処理をすること。

ただし、受託者が解決できないものに限り、委託者に報告し、委託者の指示に従い、対応するものとする。

（7）受託者は、お客さまサービス課のコンピュータ端末機を利用して、検針データカードの作成及び検針機器の検針済データをホストコンピュータへ転送すること。転送後、検針日・区分・異常水量等の各種チェックリストにてエラーを抽出し、修正がある場合は細心の注意を払ってデータ修正を行い、調定処理を行わなければならない。また、未検針があった場合は、速やかに検針しなければならない。

（8）受託者は、漏水減免業務を遂行するにあたり、別添「水道料金及び下水道使用

料の漏水減免取扱要綱」に基づき、委託者の承認を受けて、水道料金及び下水道使用料を更正・調定し、上下水道使用者に通知し、処理しなければならない。

2. 窓口・受付業務

- (1) 窓口・受付業務の内容は、水道料金、下水道使用料及び公共浄化槽使用料（以下「水道料金等」という。）の収納及び納付相談、使用開始・使用休止・名義変更届の受付、漏水減免の受付、福祉減免・助成の受付、漏水・異常水量等による各種相談、電話対応、上下水道部庁舎の案内、その他委託者の指示するものとする。
- (2) 受託者は、電話等による使用開始及び使用休止、名義変更、その他登録内容の変更を受付するときは、後日紛議が発生しないように詳細記述の徹底を図らなければならない。
- (3) 受託者は、昼休憩中であっても、適正な体制を確保し、窓口・受付業務を行わなければならない。
- (4) 受託者は、使用開始及び使用休止の現地処理を行う場合で、対応が困難なときは、委託者と連携を図り、処理しなければならない。
- (5) 受託者は、電話受付等において、納付書の再発行を依頼された場合は、重複納付がないよう説明し、納付期限を確認のうえ発行しなければならない。その際、その旨を記録しなければならない。
- (6) 受託者は、転入届及び転出届の多い時期（年度末及び年度初め）においても、不備なく処理できる体制を確保しなければならない。
- (7) 受託者は、窓口等における水道料金等の支払い時に、水道使用者、下水道使用者及び公共浄化槽使用者（以下「水道等使用者」という。）に口座振替への切り替えを推奨しなければならない。

3. 収納業務（現地清算を含む）

- (1) 受託者は、未納となっている水道料金等について、窓口収納、口座振替収納及び納付書収納等の方法により収納しなければならない。また、督促手数料及び延滞金が発生する場合は、水道等使用者の収納日に応じて算出し、適切に収納しなければならない。
- (2) 受託者は、窓口収納において、水道等使用者が水道料金等を持参した際に収納しなければならない。
- (3) 受託者は、毎月15日（その日が休日の場合は、翌日）に口座振替を行うものとする。
- (4) 受託者は、口座再振替の際、事前通知を送付し、毎月末日（その日が休日の場合は、翌日）に再振替を行うものとする。
- (5) 受託者は、口座再々振替の際、事前通知を送付し、毎月15日（その日が休日の場合は、翌日）に再々振替を行うものとする。
- (6) 受託者は、水道等使用者に次の事項が生じたときは、その都度速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- ①営業を一時停止、又は廃業したとき。
 - ②破産宣告、会社更生手続きの申立及び第三者より差押え、仮差押え、仮処分、民事再生手続開始、会社整理の申立を受けたとき、その他これに類する信用悪化状態が生じたとき。
 - ③水道料金等に関する異議申立があったとき。
 - ④無届転出転入（長期不在等を含む。）を発見したとき。
 - ⑤水道料金等の納付について、分納納付の申し出があったとき。
 - ⑥水道等使用者の住所地番等に相違があるとき。
 - ⑦前に掲げるもののほか、委託者に報告すべき事項（上下水道事業に関わらず市の事業全般）が生じたとき。
- （７）受託者は、口座振替利用者に対する各銀行等への口座データの伝送（送信）及び振替結果のデータ受信を処理しなければならない。また、伝送を行う際には、事前に口座振替の清算を一時停止して、振替依頼件数を確定しなければならない。
- （８）受託者は、コンビニエンスストアでの収納状況に関して、１日に１回、午後３時以降にデータの受信を行い、常に最新の収納状況を把握しなければならない。ただし、委託者の指示があれば、受信を中止しなければならない。
- （９）受託者は、納付書による支払者については、月間予定表に基づき、納付者ごとに封入する等、適切に発送しなければならない。
- （１０）受託者は、委託者から引渡しを受けた納付済通知書をもとに、収納取扱別収納件数及び金額について、収納消し込みに係る日計処理業務を行わなければならない。
- （１１）受託者は、訪問収納時において、水道料金等を収納した時は、手書きの領収書に収納日の領収印を押印し、領収書部分を切り離し、支払者に交付しなければならない。
- （１２）受託者は、郵送した納付書等の不着分を現地調査し、処理しなければならない。
- （１３）受託者は、過誤納された水道料金等を調査し、委託者に報告し、承認後に還付処理しなければならない。
- （１４）受託者は、水道等使用者からの口座振替申込書を受理した場合、適切に処理し、水道等使用者に引き落とし開始日等を通知しなければならない。
- （１５）受託者は、水道料金等納付状況について、水道等使用者から問い合わせがあった場合、和泉市個人情報保護条例を遵守して取扱いのうえ、委託者の指示に従い、適切な対応をしなければならない。

４．開閉栓業務

- （１）受託者は、電話等にて開栓及び休止の申し込みを受付した場合、速やかに、かつ適切に処理しなければならない。
- （２）受託者は、水栓番号・メーター番号及びメーター指示数をよく確認し、パイロットの動作を確認して漏水がないこと、出水不良がないことを確認してから開栓し

なければならない。万が一、パイロットが止まっていない場合には、止水栓を閉じ、上下水道使用者等に状況説明し、対応すること。

- (3) 受託者は、休止中の水道メーターについても2ヶ月に1度メーター指示数を確認しなければならない。ただし、開栓及び休止処理に必要な場合は、その都度メーター指示数を確認すること。
- (4) 受託者は、開栓及び休止を行う場合、管理表を基に、所在地、部屋番号及び水栓番号・メーター番号をよく確認し、誤開栓、誤休止がないように細心の注意をもって遂行しなければならない。また、開栓及び休止の所在地は、住宅地図やマッピングシステム等で位置を確認すること。
- (5) 受託者は、休止する際、水栓番号・メーター番号及びメーター指示数をよく確認し、委託者から配布された吊り封筒（口座振替依頼書と返信用封筒を同封）をドアノブに取り付けなければならない。また、止水栓・ユニオン等から漏水している場合は、委託者へ報告すること。
- (6) 受託者は、原則として最終使用日に休止処理しなければならない。最終使用日が土日・祝祭日の場合は、メーター指示数の確認等を上下水道使用者と協議すること。
- (7) 受託者は、休止等に伴い水道料金及び下水道使用料を清算する場合は、清算に伴う調定処理を行わなければならない。
- (8) 受託者は、休止処理を行った後に、次の上下水道使用者が使用されている場合は、速やかに開栓処理を行わなければならない。また、状況により現地にて清算処理を行うこと。
- (9) 受託者は、開栓及び休止を行う場合、水道メーターを設置、撤去する場合もあるため、水道メーター交換等ができる担当者を配置しなければならない。

5. 滞納整理業務

- (1) 受託者は、収納業務を実施するために上下水道使用者と協議したときは、その都度交渉経過及び必要事項を記録しなければならない。
- (2) 受託者は、委託者の定める当初の催告状納期限の翌日から5年以内に、開栓中の上下水道使用者で滞納となっている水道料金及び下水道使用料（以下「滞納料金」という。）のある者から誓約書を徴しなければならない。また、休止した上下水道使用者に滞納料金がある場合についても同様に誓約書を徴し、収納に努めなければならない。
- (3) 受託者は、無断転出等による未納者に対しては、委託者と協力して転出先等現所在地を調査し、収納に努めなければならない。
- (4) 受託者は、滞納となっている滞納料金の早期徴収に努め、滞納料金回収時に併せて、市内転居等による過去の滞納料金の収納に努めなければならない。
- (5) 受託者は、上下水道使用者が市外転居した場合で滞納料金があるときは、委託者に依頼して転出先住所の把握を行い、和泉市と隣接する市町へ転居した場合は、現地訪問を行い、滞納料金の収納に努めなければならない。

- (6) 受託者は、委託者が弁護士等に滞納料金の管理回収業務を委託する際には、委託前に滞納者に対する交渉記録及び必要事項等を委託者に報告し、委託後に収納等の情報があれば処理を行わなければならない。

6. 給水停止及び解除業務

- (1) 受託者は、和泉市水道事業給水条例第42条に基づき給水停止を執行しなければならない。
- (2) 受託者は、給水停止執行予定一覧表を作成し、委託者に提出しなければならない。
- (3) 受託者は、委託者の決定した給水停止を適切に執行しなければならない。
- (4) 受託者は、給水停止日の翌日中に、委託者に対し給水停止の執行状況及びそれに伴う収納状況を報告しなければならない。
- (5) 受託者が給水停止を執行した場合において、給水停止対象である上下水道使用者の管理表にその旨を記入し、適切に処理しなければならない。
- (6) 受託者は、給水停止を執行されている者が、その原因となった水道料金及び下水道使用料を納入した場合等給水停止を解除する必要があるときは、当該解除業務を行わなければならない。その後、解除件数を委託者に報告しなければならない。
- (7) 受託者の解除業務は、原則として受託者の営業時間内とする。
- (8) 受託者は、滞納整理業務の執行時に閉栓の申し入れがあるときは、滞納料金を整理した上で閉栓処理を受け付けなければならない。ただし、滞納料金が多く、一度に完納できないときは、誓約書を徴しなければならない。その際、後追いできるようにするため、転居先や連絡先を確実に把握しておかなければならない。

7. 福祉世帯に対する水道料金等減免又は助成業務

(1) 共通業務事項

①継続審査

受託者は、委託者の指示に従い、委託者が提供するデータに基づき、減免・助成対象者が引き続き減免・助成要件を満たしているかをデータ照合して確認し、委託者の審査を受けなければならない。審査終了後は、料金システムに結果を入力し、継続審査承認者に対しては「和泉市水道料金・下水道使用料減免・助成承認決定通知書」を、不承認者に対しては「和泉市水道料金・下水道使用料減免・助成不承認決定通知書」を必要に応じて送付しなければならない。

(2) 連用栓上下水道使用者の福祉減免・助成に係る事務

①減免・助成金入金準備作業

- a. 受託者は、委託者から関係各課から回答を得た審査結果リストを受け取り、減免・助成対象状況に変わりがないかを再確認した後、減免・助成額の算定を行い、委託者の審査を受けなければならない。
- b. 減免・助成対象状況が不明な者については、状況に応じて現地確認を行わなければならない。

c. 減免・助成対象者が死亡していた場合は、委託者に報告しなければならない。

d. 水道契約者及び下水道契約者（以下「水道等契約者」という。）が未納の場合、減免・助成申請者が水道等契約者から請求された水道使用料金及び下水道使用料を支払っていたとしても、減免・助成ができないことを説明しなければならない。

②減免・助成金入金の通知

受託者は、委託者の審査終了後、「和泉市水道料金・下水道使用料減免・助成金振込通知書」を作成し、金額を確認した後、減免・助成対象者へ郵送しなければならない。

（３）本業務については、令和５年度末に制度終了、制度終了時点での適用者へ経過措置として令和８年度末まで水道料金等の減免、助成を適用した。令和９年度からの本契約では令和８年度下半期分の集計や更正等のみの業務となる。

８．臨時栓に対する予納金精算業務

（１）受託者は、上下水道使用者から「臨時給水申請書兼予納金還付請求書」の提出もしくは委託者から臨時栓休止の指示があった場合、休止精算を行う。既納されている予納金の額が、精算額を下回る場合は委託者に報告しなければならない。

（２）受託者は休止精算を行った臨時栓について、「臨時給水申請書兼予納金還付請求書」を保管し、全件調定終了後、速やかに「臨時用水道料金等精算明細書」と合わせて、委託者に提出し、審査を受けなければならない。

（３）受託者は、委託者の審査終了後、「臨時用水道料金等精算明細書」及び「臨時給水申請書兼予納金還付請求書」の写し、「臨時用水道料金通知書」を予納金還付者に対し、送付しなければならない。

９．差水金額の請求に関する業務

（１）受託者は、連用栓（貯水槽水道又は直結増圧式給水装置を設置する共同住宅等において、１個の水道メーターにより供給する水を、２戸以上が各専有の給水栓で使用するもので、各戸の引込み口径が２５mm以下のもの）等において、「各戸検針（子メーター）の合計水量」と「連用栓等の親メーター水量」とに著しく差水が発生しているときは、料金システムを用いて請求業務を行わなければならない。

１０．納付証明書等発行に関する業務

（１）受託者は、委託者から納付証明書等発行の指示があった場合、請求者へ納付証明書等の発行を行う。

（２）受託者は、請求者から証明手数料を徴収し、受領書を発行する。

（３）受託者は、徴収した証明手数料を、市指定金融機関へ納付する。

１１．メーター出庫業務

（１）受託者は、委託者からの指示に基づき、指定給水装置工事事業者へメーターの出庫を行う。

(2) 出庫したメーター情報について、メーター出庫管理表に記入する。

1 2. 閉栓キャップ取り付け、取り外し業務

(1) 受託者は、上下水道使用者が水道料金及び下水道使用料を納付しない場合、水道が無断で使用された場合、委託者と協議の上、閉栓キャップの取り付け、取り外しを行う。

(2) 受託者は、委託者からの指示に基づき、閉栓キャップの取り付け、取り外しを行う。

1 3. 給水装置工事しゅん工検査業務

(1) しゅん工検査受付業務については、次のとおりとする。

①受託者は、和泉市指定給水装置工事事業者から次の a から e の竣工書類を受け取り、内容確認を行い、2 営業日以降で検査日時を確定しなければならない。

a. 給水装置工事等しゅん工届兼検査依頼書

b. 竣工図（「承認された設計書」と同一であるか内容確認を行うこと）

c. 給水装置工事主任技術者が行う自主検査報告書

d. しゅん工時提出写真チェックシート及び工事写真

（布設工事、共用管、引込管、臨時用給水工事の場合）

e. 臨時用給水使用休止届兼予納金還付請求書

（臨時用給水の使用がない場合は不要）

②受託者は、加入金や手数料等の納付確認を行い、確認日を料金システムに入力し、給水装置工事申込処理表にも記入しなければならない。

③受託者は、和泉市指定給水装置工事事業者から提出された水道メーター出庫願の記入欄を確認し、必要事項を記入し、お客さまサービス課に水道メーター出庫を依頼しなければならない。水栓権利がある場合は、管理表で出庫を依頼しなければならない。

④受託者は、検査までに、「承認された設計書」、「竣工図」、「開栓のお知らせ」を準備しなければならない。

(2) しゅん工検査業務については、次のとおりとする。

①受託者は、「承認された設計書」、「竣工図」、「開栓のお知らせ」、メジャーテープ、残留塩素測定器を検査現場に持参しなければならない。

②受託者は、次の a から e のそれぞれのしゅん工検査を行わなければならない。

a. 一般的な一戸建ての場合

水道メーター等の設置確認、水道メーター経由の確認、吐水量の確認、止水栓の設置確認、屋外設置の散水栓等での残留塩素の測定（0.1mg/L 以上の確認）

b. 集合住宅で水道メーターが地付けの場合

水道メーター等の設置確認、各部屋の水道メーター経由の確認、吐水量の確認、止水栓の設置確認、屋外設置の共用栓等での残留塩素の測定（0.1mg/L

以上の確認)

c. 集合住宅で水道メーターがパイプスペースの場合

水道メーター等の設置確認、各部屋の水道メーター経由の確認、吐水量の確認、止水栓の設置確認、屋外設置の共用栓等での残留塩素の測定(0.1mg/L以上の確認)、貯水槽設置の場合非常用水栓で残留塩素の測定(0.1mg/L以上の確認)、貯水槽の大きさの確認、ブースターポンプ設置の場合設置位置と連絡板の確認

d. 開発地等の場合

弁栓類の位置設置確認、弁栓類の開度確認、給水引込管の確認、残留塩素の測定(0.1mg/L以上の確認)

e. 臨時用給水の場合

水道メーター等の設置確認、水道メーター位置の確認、止水栓の設置確認、水栓柱の確認(既設の引込があり、写真にて確認が可能であれば書類検査のみとすることができる)

(3) しゅん工検査後業務については、次のとおりとする。

①受託者は、検査書類等に修正があれば、和泉市指定給水装置工事事業者に修正を促し、修正された書類を確認しなければならない。また、現場検査において是正があれば、是正箇所を確認しなければならない。

②受託者は、料金システムで、検査日を入力しなければならない。

③受託者は、検査日から3営業日以内に、しゅん工届等検査書類を確認し、水運用管理担当へ提出しなければならない。検査書類の修正や現場の是正が必要な場合も速やかに行うように和泉市指定給水装置工事事業者に指示し、修正是正の確認後、しゅん工届等検査書類を3営業日以内に水運用管理担当に提出しなければならない。

④受託者は、臨時用給水使用休止届兼予納金還付請求書(臨時用が無い場合は不要)の記入内容を確認し、最終メーター指示数等を記入し、「給水装置工事申込処理票」、「管理表」(休止処理)をお客さまサービス課へ提出しなければならない。

1.4. 穿孔工事現場管理業務

(1) 対象となる業務については、次のとおりとする。

①既存給配水管から穿孔し分岐する工事

②開発道路区域において配管口径φ75mm以上の水道管を布設し穿孔を伴う工事の監督・洗管排水作業

③委託者から特別に指示のあるもの

(2) 穿孔工事現場管理受付業務については、次のとおりとする。

受託者は、和泉市指定給水装置工事事業者から次のaからfの書類を受け取り、内容確認と手数料及び加入金等が納入されていることを確認後、穿孔工事の予約受付を行う。

a. 給水管理設工事立会依頼書(様式第1号)

b. 位置図

c. 給水装置工事申込処理票の写し

d. 給水装置工事設計書（「承認された設計書」と同一であるか内容確認を行うこと）

e. 道路占用許可申請書の写し

f. 道路使用許可申請書の写し

（３）穿孔工事現場管理業務については、次のとおりとする。

受託者は、穿孔工事現場に立ち会い給水装置工事施工基準を順守しているかの監督を行い、穿孔写真の撮影を行う。

（４）穿孔工事現場管理後業務については、次のとおりとする。

受託者は、穿孔工事の配管図と給水装置工事等現場管理業務確認表を作成し、委託者へ提出する。

（５）成果品

給水装置工事等現場管理（穿孔）報告書（１ヶ月毎） １部

1 5. 上下水道部庁舎受付案内業務

（１）上下水道部庁舎の受付にて、来庁者等に対し、上下水道部庁舎を円滑に利用できるよう、簡易な案内及び受付を行う。

※ 1 日平均受付件数 約 1 0 件

1 6. その他関連業務

（１）納付書の発行及び郵送業務については、次のとおりとする。

①受託者は、納付書その他各種通知書の郵送物封入作業及び郵送を行うこと。なお、郵便料金等は委託者の負担とする。

（２）受託者は、その他の業務について、次に定める事項を行うものとする。

①寒波等の影響によって市内全域で水道メーター破損が発生した場合は、委託者と協力して対応すること。

②委託者の代理的な位置付けとして業務することを心掛け、常に親切丁寧を基本として、業務を遂行すること。また、受託者に寄せられる苦情及び問い合わせについては、受託者責任において誠実に対応するとともに、対応困難な場合には、委託者へ報告し、委託者の指示に従い、適切に処理すること。

③業務委託に関連した業務で委託者からの指示があるときは、その業務を遂行すること。

④窓口・受付業務を遂行するにあたり、上下水道部の業務を熟知するように努めること。

⑤検針業務及び開閉栓業務において、水道メーターの紛失を発見したときは、委託者へ報告し、委託者の指示に従い、適切に処理すること。

⑥検針時に、新築・改築等により下水道を使用していると推察されるにもかかわらず、下水道使用料が徴収されていない場合及び解体等で家屋が消滅しているにもかかわらず、下水道使用料が徴収されている場合等、下水道使用料の徴収状況と現

場の状況が異なることを発見したときは、その状況を委託者に報告すること。

⑦下水道使用料その他の下水道事業に関して、問い合わせ及び苦情があった場合は、誠意をもって対応し、十分に説明を行うとともに、その状況を委託者に報告すること。

⑧漏水減免や福祉減免・助成の申請について、受付及び事務処理を行うこと。

⑨各部室課所管業務その他市政運営全般について熟知するように努めること。

⑩喫煙については、委託者の指示に従うこと。

⑪委託者等から使用者の了解を得られた名簿の提供を受けた場合は、その名簿に基づき安否確認等に繋がる使用者への声かけを検針時に行うこと。また、異常時には委託者等へ報告すること。

⑫外国人使用者に対応するため、音声翻訳機を導入すること。

(3) この業務委託において、上記に定めのない事項については、委託者、受託者が協議のうえ決定し、受託者は委託者の指示に従い、適切に処理しなければならない。

17. 営業時間

受託者の営業時間は、別紙2のとおりとする。ただし、訪問収納の時間については、水道等使用者の利便性と収納率向上のため、受託者は、あらかじめ委託者の承認を得た期間及び時間の範囲内において積極的に対応しなければならない。

別紙 1

1. 地域別検針の日程

検針日	A 地区（偶数月）	B 地区（奇数月）	調定回数
1 日～ 5 日	王子町 尾井町 鶴山台	府中町 井ノ口町 伯太町 桑原町	1 回目
6 日～ 10 日	上 町 太 町 葛の葉町 富秋町 上代町 幸 小野町 舞町	肥子町 小田町 和気町 繁和町 黒鳥町 池上町 山荘町 観音寺町	2 回目
11 日～ 15 日	室堂町 伏屋町 和田町 三林町 浦田町 鍛冶屋町 納花町 平井町 黒石町 下宮町 北田中町 岡町 福瀬町 小野田町 仏並町 坪井町 善正町 九鬼町 南面利町	今福町 唐国町 内田町 春木町 松尾寺町 久井町 若樫町 春木川町 池田下町 父鬼町 大野町 緑ヶ丘 あゆみ野 テクノステージ	3 回目
16 日～ 20 日	東阪本町 万町 国分町 光明台 青葉台 まなび野 はつが野 みずき台 のぞみ野	一条院町 芦部町 阪本町 寺門町 寺田町 箕形町 弥生町 いぶき野	4 回目

2. 検針作業手順

- ①口径の確認をする。
- ②メーター番号の確認をする。
- ③指針を読み検針機器に入力する。
- ④前回検針水量を確認する。
(パイロットが動いているときは、お客さまに声を掛けて調査・確認をする。)
- ⑤パイロット静止を一定時間計測して確認をする。(指差しをしながら。)
- ⑥検針機器に入力した指示数・水量をもう一度確認する。
- ⑦「水道使用量・料金等のお知らせ」用紙を出力する。
- ⑧印字された内容(指針・水量・金額)を確認する
- ⑨部屋番号・表札・水栓番号を指差し呼称で確認する。
- ⑩ポスト等に投函する。

別紙 2

各業務事項	平 日	和泉市の休日を定める 条例に規定する休日（年 末年始を除く。）	年末年始（１２月２ ９日から翌年の１月 ３日）
・ 検針業務	【注１】		
・ 窓口・受付業務 ・ 収納業務 ・ 開閉栓業務 ・ 給水装置工事し ゆん工検査業務	８時４５分～１７時 １５分【注３】	【注２】	休 業 日
・ 給水停止及び 解除業務 ・ 滞納整理業務	８時４５分～２０時 ００分【注３】【注４】	【注４】	
・ 穿孔工事現場管 理業務	８時４５分～１７時 １５分【注５】	【注５】	

【注１】 検針業務における日時については、仕様書細目「１．水道料金の検針業務」の規定する日時を原則とする。

【注２】 和泉市の休日を定める条例に規定する休日（年末年始を除く。）には、窓口・受付業務、収納業務、開閉栓業務を行わないものとするが、水道等使用者の利便性と収納率向上のため、委託者と受託者が協議のうえ決定した期間及び時間の範囲内において対応すること。

【注３】 １７時１５分以降の対応は、業務の進捗状況に応じて、委託者と受託者が協議のうえ２０時００分の範囲内まで延長することができる。また、水道等使用者との約束その他業務上の理由によりそれ以後の時間となる場合は、委託者と受託者が協議のうえ２２時００分の範囲内まで延長することができる。

なお、毎週月・水曜日は、委託者がノー残業デーとしているため、緊急時等を除き１８時までに退庁しなければならない。

【注４】 給水停止及び解除業務、滞納整理業務は、委託者の指定する日の８時４５分から２０時００分の範囲内において対応すること。

【注５】 平日の１７時１５分以降及び休日については必要な時間にて対応すること。

水道料金及び下水道使用料の漏水減免取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和泉市水道事業給水条例（平成9年和泉市条例第30号）第36条第2項及び和泉市下水道条例（昭和53年条例第2号）第23条の規定に基づき、漏水による水道料金及び下水道使用料（以下「上下水道料金」という。）の減免に関する取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 上下水道料金の減免の対象となる範囲は、使用者又は所有者の善良な管理にもかかわらず、メーター以降の給水装置が不可抗力によって起こる漏水等について次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用する。

- (1) 地中、床下及び壁中等の埋設給水管の自然漏水による場合
- (2) 貯水槽（貯水槽水道における受水槽及び高置水槽等とし、冷却設備等の設備の一部としての貯水槽は除く。）のボールタップ故障による場合
- (3) 水洗式便器タンク内の器具の故障による場合
- (4) 火災による被害を受けた場合
- (5) 市関係工事に起因する場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が特に必要と認めた場合

(減免対象外)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は対象としない。

- (1) 使用者又は所有者が漏水していることを了知しているにもかかわらず修理を怠った場合
- (2) 工事等による破損事故で漏水した場合
- (3) 瞬間湯沸器、給湯設備若しくは太陽熱温水器の故障又は当該設備等以降に接続している配管が漏水した場合
- (4) 臨時給水栓における漏水の場合
- (5) 和泉市又は他の公共団体の指定給水装置工事事業者以外で修理を行った場合
- (6) 修理完了日から1年が経過した場合
- (7) 前条第2号及び第3号の規定において、同一漏水箇所にて以前に減免を行い、当該減免の漏水量認定の調定期間から1年を経過していない場合

(減免の申請)

第4条 上下水道料金

の減免を受けようとする者は、次の各号の書類を管理者に提出しなければならない。ただし、市関係工事等に起因する漏水の場合はこの限りでない。

- (1) 水道料金及び下水道使用料減免申請書（様式第1号）
- (2) 指定給水装置工事事業者の漏水修理証明書（様式第2号）
- (3) 他の公共団体の指定給水装置工事事業者が修理した場合は、当該業者の指定証の写し

2 火災による被害を受けた場合は、消防署の発行する罹災証明書又はその写しを提出しなければならない。

(漏水量認定の調定期間)

第5条 漏水量認定の調定期間は、1調定期間（2か月分）とする。ただし、漏水期間が2調定以上続く場合は、その漏水量が最も多いと認められる調定期間とする。

(漏水量の認定)

第6条 前条の調定期間から前6回分の使用水量を平均したものに前年同月の使用水量を加え、2で除した数値を平均使用水量とし、前条の調定期間の計量された水量から平均使用水量を差し引いた水量を漏水量として認定する。

- 2 他の公共団体から公共下水道の排除汚水量の報告がある場合は、報告された排除汚水量を前項の規定により算出し、漏水量を認定する。
- 3 前2項の場合において、前年同月の使用水量を勘案することが不相当と認める理由があるときは、漏水前の使用水量又は修理後の実績水量を勘案して漏水量を認定する。
- 4 第1項に基づき算出した平均使用水量においては1 m³未満の端数水量を切り捨てた整数値とし、第3項に基づき算出した漏水量においては1 m³未満の端数水量を切り上げた整数値とする。

(減免額の決定)

第7条 水道料金については、前条の規定により認定された漏水量から次の算出方法により減免額を決定する。

- (1) 第2条第1号の規定に該当する場合については、漏水量の3分の2に係る水道料金を減免する。
ただし、一般用及び福祉施設用で第5条の調定期間に計量された水量から減免する水量を差し引いた水量（以下「更正水量」という。）が平均水量の3倍を超えるときは、平均水量の3倍の水量をもって上限とすることができる。
 - (2) 第2条第2号の規定に該当する場合は、漏水量の3分の2に係る水道料金を減免する。
 - (3) 第2条第3号の規定に該当する場合は、漏水量の3分の2に係る水道料金を減免する。ただし、一般用及び福祉施設用で更正水量が平均水量の3倍を超えるときは、平均水量の3倍の水量をもって上限とすることができる。
 - (4) 第2条第4号の規定に該当する場合は、漏水対象期間に係る水道料金の全額を減免する。ただし、連用栓の場合は、漏水量に係る水道料金を、基本料金については罹災証明書に記された被害戸数分を減免する。また、国及び地方公共団体が設置したものについては、用途別及び口径別を問わず、漏水量に係る水道料金を減免する。
 - (5) 第2条第5号の規定に該当する場合は、漏水量に係る水道料金を減免する。
- 2 前項第1号から第3号までの場合において、漏水量の3分の2に1 m³未満の端数水量があるときは、端数を切り上げた整数値とする。
- 3 第1項第1号及び第3号の場合に限り、2か月の平均水量が10 m³以下のときは、漏水量の3分の2に係る水道料金を減免として算出した水量と、30 m³の水量を比較し、いずれか低い水量を更正水量とする。
- 4 下水道使用料については、次の算出方法により減免額を決定する。
- (1) 第2条第1号、第2号及び第5号の規定に該当する場合は、前条の規定により認定された漏水量に係る下水道使用料の全額を減免する。
 - (2) 第2条第3号の規定に該当する場合は、第1項第3号の規定により算出した更正水量を当該下水道使用料の更正水量として適用する。
 - (3) 第2条第4号の規定に該当する場合は、第1項第4号の規定に準じた下水道使用料を減免する。

(減免の適用)

第8条 減免は修理完了日の1年前から修理完了日までを含む調定期間の使用水量のうち、最も使用水量が多い調定に対し適用する。

- 2 適用した調定の使用水量が第6条の漏水量を下回る場合は、その差を前項の調定より前の調定に対し適用する。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第6号及び第7条第3項の規定は、施行日以降に提出のあった申請から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(様式第 1 号)

水道料金及び下水道使用料減免申請書

年 月 日

和泉市長

あて

住 所 和泉市
氏 名
電 話

(水栓番号 —)

下記のとおり漏水修理が完了しましたので、水道料金及び下水道使用料の漏水減免取扱要綱に基づき、減免申請を致します。

1 減免の申請をしようとする水道料金及び下水道使用料 (※上下水道部記入)

使 用 月 分	年 月 分
使 用 水 量	m ³
水 道 料 金	円
(うち消費税及び地方消費税額	円)
下 水 道 使 用 料	円
(うち消費税及び地方消費税額	円)
合 計	円

2 漏 水 状 況 (※申請者記入)

①発 見 者	1. 申請者		2. 検針員	3. その他通報
②発 見 日	年	月	日	③漏水修理施工業者
④修理完了日	年	月	日	
⑤漏 水 箇 所	1. 地下埋設給水管漏水			

年 月 日

和泉市長

あて

【漏水を修理した指定給水装置工事事業者】

住 所

氏 名

電 話

印

漏 水 修 理 証 明 書

下記のとおり漏水修理をしたことを証明します。

1、 水栓所在地及び使用者氏名

住 所

氏 名

水栓番号

2、 修理受付年月日及び修理完了年月日

受 付 年 月 日

年 月 日

完 了 年 月 日

年 月 日

3、 漏水箇所及び原因

4、 漏水修理内容

5、 修理完了時指示数

メーター指示数

m³

※和泉市以外の公共団体にて指定給水装置工事事業者の指定を受けている場合は、指定証の写しを添付してください。